

愛知県医師会交響楽団 細則

(団 員)

第1条 愛知県医師会交響楽団規程（以下、「規程」という）第3条にて定められた愛知県医師会交響楽団（以下、「本楽団」という）団員の資格は、以下のとおり定める。

- (1) 公益社団法人愛知県医師会（以下、「本会」という）の会員及び医療関係者であること
- (2) 前号にかかわらず、本楽団の運営委員会が入団を認めた者

(入団及び退団・休団手続き)

第2条 本楽団の活動目的に賛同し、入団を希望するものは、以下の手続きに従うものとする。

- (1) 運営委員会に入団申込書を提出する。
- (2) 本楽団の目的、各種事業に賛同し活動することを誓約する。
- (3) 入団の適否を判断するため、試用期間として一定の期間、練習に参加する。
- (4) 運営委員会で審査の上、技術的・社会的に入団可と判断された場合には、団員の資格を得るものとする。

2 団員は、以下に該当した場合、その資格を失う。

- (1) 本人が退団を申し出た場合
- (2) 楽団内の調和と秩序を乱し、活動に妨げとなる行為があったと運営委員会が認めた場合
- (3) 正当な理由なく1年以上本楽団の活動に参加しなかった場合。

3 なお、退団する者は、運営委員会に退団届を提出し、団員証を返納する。

4 団員が、次の理由で休団するとき、本楽団運営委員会に休団届を提出し、運営委員会の承認を得なければならない。なお、休団期間は原則1年とするが、運営委員会が認めた場合はこの期間を延長することができる。

- (1) 出産育児
- (2) 留学
- (3) 疾病
- (4) その他、運営委員会が認めたもの

(練 習)

第3条 本楽団の練習については、次のとおりとする。

- (1) 主たる練習場は愛知県医師会館とする。
- (2) 出席に際しては団員証を携帯し、提示の求めがあった場合には速やかに提示する。
- (3) 練習予定は1か月前までに決定し、技術委員会が団員へ通知する。
- (4) 原則として未就学児は同伴させない。

(コンサートマスター)

第4条 コンサートマスターは率先して練習に参加し、団員を掌握し、指導できるものが望ましい。

- 2 コンサートマスターは技術委員会が推薦・選任し、運営委員会の承認を得て決定する。
- 3 コンサートマスターは医師会員に限定しない。
- 4 状況により複数のコンサートマスターを置くことができる。

(技術委員会)

第5条 本楽団は運営委員会のもと技術委員会を設置する。

- 2 技術委員会には次の委員を置く。
 - (1) 委員長は、1名とし、運営委員会が団員の中から選任する。
 - (2) 副委員長は、1名とし、委員長が団員の中から選任する。
 - (3) 委員は、若干名とし、委員長及び副委員長が団員の中から選任する。
- 3 技術委員会は、次の項目を協議し、運営委員会の承認を経て団員に通知する。
 - (1) 演奏曲目の選定
 - (2) 指揮者・独奏者の選定および交渉
 - (3) 練習計画の決定
 - (4) 必要に応じ、コンサートマスターの推薦・選任
 - (5) その他、運営委員会からの要望がある場合は、演奏に関する諸問題、新規入団者に対するオーディションについても検討することができる。

(企画委員会)

第6条 本楽団は運営委員会のもと企画委員会を設置する。

- 2 企画委員会には次の委員を置く。
 - (1) 委員長は、1名とし、運営委員会が団員の中から選任する。
 - (2) 副委員長は、2名とし、委員長が団員の中から選任する。
 - (3) 委員は、若干名とし、委員長及び副委員長が団員の中から選任する。
- 3 企画委員会は、規程に定められた本楽団の各種事業を開催する際の企画立案、運営、外部組織との交渉・印刷物作成・出演者管理等を行う。

(財務委員会)

第7条 本楽団は運営委員会のもと財務委員会を設置する。

- 2 財務委員会には次の委員を置く。
 - (1) 委員長は、1名とし、幹事の中の会計担当者とする。
 - (2) 副委員長は、1名とし、委員長が団員の中から選任する。
 - (3) 委員は、若干名とし、委員長及び副委員長が団員の中から選任する。
- 3 財務委員会は、本会拠出金、演奏会売り上げ金等の収入、および団員が納入する団費等を管理し、規程に定められた本楽団の各事業の開催に関する支払い等を行う。

(経 費)

第8条 本楽団の演奏活動にかかる全経費は、本会繰出金、演奏会売上金等の収入、および団員が納入する団費を充てる。会計については、年度終了後、原則3か月以内に監事の監査を受

け、運営協議会の承認を得た後、本会及び総会に報告しなければならない。

(団 費)

第9条 団員は団費を納入する。

- (1) 団費の年額は運営委員会で決定する。
- (2) 各年度の途中において入団した団員は、4月～9月に入団した者は年額分を、10月～翌3月に入団した者は年度の半額に相当する分を納入する。
- (3) 年度途中退団者については、返金しない。
- (4) 休団者も団費の十分の一を納入する。

(楽団長)

第10条 副部長(団員)を楽団長とする。

- (1) 楽団長は、運営委員会および総会の議事を統括し、楽団運営の総括を行う。
- (2) 楽団長は、本楽団の円滑な運営のため、各委員会と連携し、調整を行う。

(会 議)

第11条 会議は以下の会で構成するものとする。

- (1) 運営協議会は、部長が議長となって、事業・会計を審議する。
- (2) 運営委員会は、副部長(団員)が招集し、副部長(団員)が議長となって、楽団の事業及びその他必要な事項を協議し、執行する。副部長(団員)以下幹事、監事(団員)、技術委員会委員長、企画委員会委員長を本会議の構成員とする。
- (3) 総会は、年1回副部長(団員)が招集し、副部長(団員)が指名した者が議長となって、本楽団の運営・収支報告・活動その他について協議する。副部長(団員)以下全団員を本会議の構成員とする。

(諸問題への対応)

第12条 規程および細則に記載されていない本楽団の運営上の問題は都度運営委員会で協議して対応する。

(細則の改正)

第13条 本細則の改正は、運営協議会の議を経て改正するものとする。

- 付 則
- 1 この細則は平成12年10月28日より施行する。
 - 2 この細則は平成25年 6月 8日から施行する。
 - 3 この細則は平成30年 3月 2日から施行する。
 - 4 この細則は平成30年 8月29日から施行する。
 - 5 この細則は令和 3年12月 8日から施行する。
 - 6 この細則は令和 7年 1月29日から施行する。
 - 7 この細則は令和 8年 3月25日から施行する。